

令和 3 年第 4 回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その 1 2）

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第36号	文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する 制度見直しを求める意見書…………… 3
議員提出議案第37号	G7財務閣僚会議等の大阪、堺市への誘致開催を求める 意見書…………… 7
議員提出議案第38号	北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深める ための取組を推進するための決議…………… 11
議員提出議案第39号	北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深める ための取組みを推進する決議…………… 15
議員提出議案第40号	「核兵器禁止条約」に関する意見書…………… 19
議員提出議案第41号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の 創設を求める意見書…………… 20
議員提出議案第42号	看護・介護職、保育士などの労働条件の抜本改善を 求める意見書…………… 21
議員提出議案第43号	政党助成法に基づく政党交付金制度の廃止を求める 意見書…………… 22
議員提出議案第44号	介護保険施設利用者の負担を増やす補足給付見直しの 撤回を求める意見書…………… 23

令和3年12月17日

堺市議会議長
池尻秀樹様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

加藤 藤 慎 平
中野 貴 貴 文
藤井 載 載 子
小野 伸 伸 也
上野 勝 勝 人
森田 晃 晃 一
西川 知 知 己
札場 泰 泰 司
的場 慎 慎 一
信貴 良 良 太
池側 昌 昌 男子
田代 優 優 匡
木畑 京 京 子
石本 浩 浩 延
西村 太 太 一
上村 克 克 史
池田 敏 敏 文
米野 文 文 盛
西里 昭 昭 三
芝村 田 田 一
裏山川 山 山 利
吉川 川 川 文
乾 子 子 美

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

龍田 美 栄
上野 充 司
白江 米 一
広田 新 一
渕上 猛 志
藤本 幸 子
伊豆丸 精 二
青谷 幸 浩
黒田 征 樹
西川 良 平
大西 耕 治
小堀 哲 史
石谷 泰 次
井関 貴 子
三水 達 史
池ノ上 成 也
山尻 秀 彰
大田 林 典 樹
宮本 渕 健 子
吉川 本 和 二
長谷川 川 恵 夫
俊 俊 守
英 英

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第36号 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する 制度見直しを求める意見書

令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対して、文書通信交通滞在費（以下、「文通費」という。）が、新たに11月1日に当選確定した議員も含め、投開票日である10月31日を基準日として、10月分の満額100万円が支給されたということを発端に、文通費及び立法事務費の用途について、社会通念上、理解に苦しむ「議員特権」ではないかとの声が国民から多く上がっている。

文通費については、国会法第38条及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第9条の規定により「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」、全ての国会議員に毎月100万円が支給されているが、法律上、当該手当については、用途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がなく、その原資は国民が納めた税金であるにもかかわらず、その用途が不明瞭かつ特権的であり、与野党間で日割り支給の改正のみに留めようとしていることも含め、国民からの大きな政治不信を生んでいる。

よって、文通費及び立法事務費の用途の透明性と公正性を担保し、納税者から納得される国会議員の活動の在り方となるよう、下記事項について、早急に所要の法改正等を講じるよう、強く求める。

記

1. 文通費及び立法事務費の用途について、本市議会における政務活動費の取り扱いと同様に、領収書（1円以上）及び活動内容がわかる書類を添付した収支報告書の提出及び提出書類のインターネット上での公開に関する規定を設けること。
2. 文通費及び立法事務費を政党・政治団体等へ寄付する行為を禁ずる規定を設けること。
3. 文通費及び立法事務費の支出が、支給額を下回り、残金が発生した場合は、返金することを義務とする規定を設けること。
4. 文通費及び立法事務費の支出については、可能な限り、デジタル記録を残せるよう、努力規定を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

堺市議会

衆議院議長	}	各宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		

令和3年12月17日

堺市議会議長
池尻秀樹様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

白 江 米 一
広 田 新 一
渕 上 猛 志
西 川 良 平
大 西 耕 治
西 堀 哲 史
小 山 清 次
山 大 典 子
田 林 健 二
宮 本 和 夫
吉 川 恵 子 守

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同

小 野 伸 也
上 田 勝 人
信 貴 良 太
池 側 昌 男
田 代 優 子
木 畑 文 匡
野 里 昭 盛
西 村 文 三
芝 田 昭 一
裏 山 正 利
吉 川 敏 文

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第37号 G7財務閣僚会議等の大阪、堺市への誘致開催を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

G7財務閣僚会議等の大阪、堺市への誘致開催を求める意見書

2023年に予定されているG7サミットは、我が国が議長国を務めるものである。2019年7月に百舌鳥・古市古墳群が大阪府内初の世界遺産に登録され、これは堺市の仁徳天皇陵をはじめとする百舌鳥古墳群及び羽曳野市、藤井寺市の古墳群が造営されて以来、約1,600年の長きにわたって、地元の人々が大切に守り続けてきたことなどが高く評価されたものである。G7サミットは、「世界遺産 百舌鳥・古市古墳群」を閣僚会議に出席される世界のリーダーに紹介できる好機であると考えます。

また大阪は2025年に50年ぶりの万国博覧会の会場に選定され、コロナ禍のために延期されて今年開催された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に続いて、日本政府が主催するビッグ・イベントである。

以上のことから、いまだ国際社会において、コロナ禍の終息は見られていない状況ではあるが、ぜひとも2023年のG7には財務閣僚会議を大阪、堺市において開催の実現を要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
外務大臣		
財務大臣		

令和3年12月17日

堺市議会議長
池尻秀樹様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同

白 江 米 一
広 田 新 一
信 貴 良 太
池 側 昌 男
田 代 優 子
山 口 典 子
大 林 健 二
田 渕 和 夫
宮 本 恵 子
長谷川 俊 英

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同

小 野 伸 也
上 田 勝 人
西 川 良 平
大 西 耕 治
野 里 文 盛
西 村 昭 三
芝 田 山 一
裏 山 利
吉 川 文

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第38号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進するための決議

理由

本市議会の意思を表明するために、本決議案を提案するものである。

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための 取組を推進するための決議

1940年代後半から2000年頃にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件は北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。

2002年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は初めて拉致を認め謝罪し、再発防止を約束した。同年10月には、5名の拉致被害者が24年ぶりに帰国したものの、安否不明（国が認定している12名）の方々については、未だに北朝鮮当局から納得できる説明がされておらず、今なお自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮に囚われたままの状態、現在も救出を待っている。日本政府は、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や「いわゆる特定失踪者も含め拉致の可能性を排除できない事案がある」とし、拉致の可能性を排除できない失踪者は900名近くいると言われ、大阪府内では19名の失踪者リストが公開されている。

日本国内では、1997年に拉致被害者の御家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が、2017年には特定失踪者（拉致の疑いのある失踪者）の御家族により「特定失踪者家族会」がそれぞれ結成されており、被害者の救出を求める運動により2021年9月末には1,500万筆を超える署名が総理大臣に提出された。

国においては、北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき最重要課題と位置付け、その解決のためには、世論の一層の喚起が不可欠であるとし、特に若い世代に拉致問題は歴史ではなく、現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要であるとの認識の下、内閣官房拉致問題対策本部及び文部科学省から「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」（令和3年4月23日）が通知された。また、それ以前にも児童生徒が拉致問題について深く認識し、人権問題として考える契機とするため、アニメ「めぐみ」及び映画「めぐみ」の学校等における上映を促進するように、各都道府県教育委員会等を通じて学校等の関係機関に周知しており、大阪府教育庁においても、「府立学校に対する指示事項」に日本人拉致問題に関する理解を深める取組としてアニメ「めぐみ」を事例紹介している。

また、拉致問題対策本部が毎年実施している、全国の中高生を対象とした北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールがあり、こうした取組にも積極的に関与することが求められている。

よって本市議会は、1日も早い拉致被害者全員の救出に向けて、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進する。

以上、決議する。

令和3年12月21日

堺市議会

令和3年12月17日

堺市議会議長
池尻秀樹様

提 出 者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同

加藤慎平
中野貴文
藤井載子
伊豆丸精二
青谷幸浩
黒田征樹
井関貴史
三宅達也
米田敏文

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同

龍田美栄
上野充司
西川知己
札場泰司
的場慎一
西田浩延
上村太一
水ノ上成彰

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第39号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進する決議

理由

本市議会の意思を表明するために、本決議案を提案するものである。

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための 取組みを推進する決議

1940年代後半から2000年以降にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件は北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。

2002年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮当局は初めて拉致を認め謝罪し、再発防止を約束。同年10月には、5名の拉致被害者が24年ぶりに帰国したものの、安否不明（国が認定している12名）の方々については、未だに北朝鮮当局から納得できる説明がされておらず、今なお全ての自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮に囚われたままの状態、現在も救出を待っている。日本政府は、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、この他にも、日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や、「いわゆる特定失踪者も含め拉致の可能性を排除できない事案がある。」とし、拉致の可能性を排除できない失踪者は約900名近くいると言われ、大阪府内での特定失踪者として19名がリスト公開されている。

日本国内では、1997年に拉致被害者の御家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が、2017年には特定失踪者（拉致の疑いのある失踪者）の御家族により「特定失踪者家族会」が結成され、被害者の救出を求める運動が展開され、2021年9月末には1,500万筆を超える署名が総理大臣に提出された。

国においては、北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき最重要課題と位置付け、その解決のためには、世論の一層の喚起が不可欠であり、特に若い世代に拉致問題は歴史ではなく、現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要であるとの認識の下、内閣官房拉致問題対策本部及び文部科学省から「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」（令和3年4月23日）が発出された。児童生徒が拉致問題について深く認識し、人権問題として考える契機とするため、アニメ「めぐみ」の学校等における上映を促進するように、都道府県教育委員会を通じて学校等の関係機関に周知することが求められたところである。大阪府教育庁においても、「府立学校に対する指示事項」に日本人拉致問題に関する理解を深める取組みとしてアニメ「めぐみ」を事例紹介する取組みがされている。

また、政府の拉致問題対策本部が毎年実施している、全国の中高生を対象とした北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールがあり、こうした取組みに積極的に関与することが求められる。

よって、堺市議会は、一日も早い拉致被害者全員の救出に向けて、アニメ「めぐみ」の上映、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す！愛する家族へ～」、拉致問題啓発舞台劇公演「めぐみへの誓い―奪還―」及び映画「めぐみへの誓い」の視聴や、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」への参加、拉致問題関連書籍を読むこと等を通じて拉致問題を知り、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進する。

以上、決議する。

令和3年12月21日

堺市議会

令和3年12月17日

堺市議会議長
池尻秀樹様

提出者

堺市議会議員
同
同

森田晃一
石本京子
乾恵美子

堺市議会議員
同

藤本幸子
石谷泰子

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第40号	「核兵器禁止条約」に関する意見書
議員提出議案第41号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
議員提出議案第42号	看護・介護職、保育士などの労働条件の抜本改善を求める意見書
議員提出議案第43号	政党助成法に基づく政党交付金制度の廃止を求める意見書
議員提出議案第44号	介護保険施設利用者の負担を増やす補足給付見直しの撤回を求める意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

「核兵器禁止条約」に関する意見書

2017年7月に国連で採択された「核兵器禁止条約」の批准国が、2020年10月に50か国に達し、本年1月22日に条約が発効された。2021年9月23日現在、86か国が署名し、批准国は56か国となっている。また、NATO主要国のドイツで12月発足する見通しの新政権が、来年開かれる締約国会議にオブザーバー参加する方針を示した。オブザーバー参加するとの方針は、NATO加盟のノルウェーや、非加盟のスイスとスウェーデン、フィンランドに続くものである。

この条約では、核兵器を壊滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であるとしつつ、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するとして、核兵器を国際法上初めて違法なものとした。

また、開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止するとともに、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。さらに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、核実験被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

日本政府は、「核兵器禁止条約」が発効されるという新たな国際情勢の下、唯一の戦争被爆国として、核兵器全面禁止及び廃絶に向けて真剣に取り組むべきである。核保有国と非核保有国の「橋渡し役」を自任する日本が、オブザーバー参加さえも決断できなければ、核兵器廃絶への日本の本気度に疑問符が付きかねない。

本市議会は、日本政府及び国会に対して、核兵器禁止条約を署名・批准することに対する真摯な検討をおこなうことを求める。また、日本政府に対して、署名・批准するまでの間、オブザーバーとして締約国会合及び検討会議に参加することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年12月21日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
外務大臣	

加齢性難聴者の補聴器購入に対する 公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になっている。

また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、鬱や認知症につながると指摘されている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本の補聴器の普及が求められる。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たり概ね3万円～20万円であり、保険適用ではないため全額自費となる。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、本市議会は国に対して、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年12月21日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

看護・介護職、保育士などの労働条件の抜本改善を求める意見書

岸田内閣は11月26日、2021年度補正予算案を閣議決定し、公的部門での分配機能強化として、看護・介護職、保育士などの収入引き上げのため、1,665億円を計上した。

しかし、介護・障害福祉職員、保育士、幼稚園教諭などは、収入を3%引き上げる程度（月額9,000円）で、全産業平均賃金より月約8万円低いといわれる賃金水準を大きく改善するものとなっていない。また、看護師の収入引き上げはコロナ対応の医療機関に勤務する者など対象が極めて限られているため、分断をもたらす恐れもある。現場の労働者からは、1%程度（月4,000円）の引き上げであり、効果が薄く、「1桁少ない」といった批判が噴出している。

しかも、当面の期間を来年2月から9月までに限定しており、岸田内閣は、その後については年末までに「公的価格評価検討委員会」において具体策をまとめるとしているが、同委員会は、全世代型社会保障構築会議の下部組織として発足しており、社会保障費の抑制や負担増を推進し、何かを削って賃金引き上げに当てるという議論に終始し、抜本的な賃上げにつながらない。

よって、本市議会は、以下の点を強く国に求める。

記

1. 国が基準を定めている、介護・福祉・保育職員の賃金を引き上げ、配置基準の見直し、雇用の正規化、長時間労働の是正など、ケア労働の待遇改善を行うこと。
2. 来年の診療報酬改定で、看護師の配置基準と労働条件の改善、新感染症に対応した診療報酬体系などを抜本的に充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年12月21日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

政党助成法に基づく政党交付金制度の廃止を求める意見書

政党助成法に基づく政党交付金制度は、1995年に「政治改革」の名のもとに導入・施行された。この制度は、国民1人当たり250円を負担させ、毎年約318億円もの税金を各党に分配する仕組みである。制度発足から、2021年10月まで約8,460億円が各政党に交付されている。

そもそも国民は、自らの思想、政治信条に従い、支持政党に寄附する自由と権利を持っており、政治資金の拠出は、国民の政治参加の権利そのものである。ところが、税金を政党に分配する政党交付金の仕組みによって、国民は、自ら支持しない政党に対しても強制的に寄附させられることになる。こうした制度は、事実上の「献金」を強要するものであり、「思想信条の自由」「政党支持の自由」に反する。

政党交付金は、国民の税金であるにもかかわらず、使い道に制限がなく、また、1年間で使いきれなかった交付金は国庫に返納するルールがあるが、「基金」として積み立てれば、返納を免れることができ、積み立てが常態化している。2020年分の各党の基金残高総額は、323億円を超えるものとなっている。

もともとこの制度は、金権政治一掃を求める国民の声を受け「企業・団体献金を禁止するから」という口実で導入された。しかし実際には、政党本部・支部に対する企業・団体献金が温存され、政党交付金との二重取りが続けられ、金の方で政治がゆがめられている現状がある。

政党は何よりも国民の中で活動し、国民の支持を得て、その活動資金をつくるのが基本である。政党が国民・有権者から「浄財」を集める努力をしないで、税金頼みになっていることから、金への感覚が麻痺し、「政治と金」の問題など腐敗政治をつくりだす根源になっている。政党交付金は、政党と政治を墮落させる元凶となっている。

よって、本市議会は、政党助成法に基づく政党交付金制度を廃止することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年12月21日

堺市議会

衆議院議長	}	各宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		

介護保険施設利用者の負担を増やす補足給付見直しの撤回を求める意見書

介護保険施設入所者への食費、居住費に対する補足給付は、介護保険施設を利用する低所得者の負担軽減を図ることを目的に、2005年から、住民税非課税世帯の利用者の課税状況や年金収入等を勘案して実施されてきた。

しかし、2014年の介護保険法の改正により、2015年には一定額の預貯金等がある場合、あるいは施設入所の際に世帯分離を行った配偶者が課税されている場合は対象外となり、2016年には支給判定において遺族年金、障害年金といった非課税年金も勘案する見直しが行われた。加えて、金融機関への預貯金等の照会、不正受給に対するペナルティが導入されたため、利用者にタンス預金の申告や通帳のコピーまで提出を求めなければならなくなるなど、申請に係る負担が増大し、利用者だけでなく介護現場にも混乱を招く事態となった。

また、2021年8月からは、収入に関係なく単身世帯1,000万円以下、夫婦世帯2,000万円以下とされていた資産要件を、収入に応じて単身者では500万円、550万円、650万円の3段階とし、夫婦でも、それに依りて資産要件が厳格化された。これにより収入が変わらなくても補足給付の対象外とされる人が生まれている。加えて、食費基準費用が引き上げられたことにより対象外となった利用者は、年間収入80万円以下でユニット型個室に入居の場合は月6万9,000円、特別養護老人ホームの多床室では月4万8,000円の負担増額となるなど、大幅な負担増となっている。さらに、補足給付の対象となる所得区分の第3段階を2つに分け、第3段階②（住民税非課税世帯・年金収入120万円超）の入居者の食費負担限度額を、日額650円から1,360円と倍以上に引き上げた。

厚生労働省は、2021年3月12日の参議院予算委員会において、これらの見直しの対象者は27万人、影響額は100億円に上ることを明らかにしている。利用料が払えず退所に追い込まれる人、入所を希望していても諦めざるを得ない人を生み出すこのような制度改正は、高齢者を「生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるもの」と定めた老人福祉法の基本的理念に逆行するものである。

よって、国及び政府においては、介護保険施設利用者の負担を増やし、入居すらできない状況をつくり出す補足給付の見直しを撤回することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年12月21日

堺市議会

衆議院議長	}	各宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		

令和3年第4回市議会(定例会)付議案件綴(その12)

令和3年12月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-21-0057

